

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案 新旧対照表

(新旧対象条文一覧)

○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(附則第六条関係) . . . . . 1



○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、 第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十 七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十 四条、第三十四条―第三十四条の五関係）	登記、登録、特許、免許、 許可、認可、認定、指定又 は技能証明の事項	課税標準	税率
	一〇百五十六の三（略）		
	百五十六の四 高度再資源化事業計画若しくは 高度分離・回収事業計画の認定又は高度再資 源化事業計画等の認定手続に係る登録調査機 関の登録		
(一) 資源循環の促進のた めの再資源化事業等の 高度化に関する法律（ 令和六年法律第 号）第十一条第一項（ 高度再資源化事業計画 の認定）の高度再資源	認定件数	一件に つき十 五万円	
	登記、登録、特許、免許、 許可、認可、認定、指定又 は技能証明の事項	課税標準	税率
	一〇百五十六の三（略）		

<p>(二) 化事業計画の認定 資源循環の促進のため の再資源化事業等の 高度化に関する法律第 十二条第一項（高度再 資源化事業計画の変更 等）の高度再資源化事 業計画の変更の認定（ 同法第十一条第二項第 五号の高度再資源化事 業を実施する区域の増 加に係るものに限る。</p>	<p>(三) 資源循環の促進のため の再資源化事業等の 高度化に関する法律第 十六条第一項（高度分 離・回収事業計画の認 定）の高度分離・回収 事業計画の認定</p> <p>(四) 資源循環の促進のため の再資源化事業等の 高度化に関する法律第 十七条第一項（高度分 離・回収事業計画の変 更等）の高度分離・回 収事業計画の変更の認 定（同法第十六条第二</p>
<p>認定件数</p>	<p>認定件数</p>
<p>一件につき 三万円</p>	<p>一件につき 十 五万円</p>

百五十七～百六十 (略)

(五) 項第五号の高度分離・回収事業を実施する区域の増加に係るものに限る。  
資源循環の促進のため  
の再資源化事業等の  
高度化に関する法律第  
二十二条第一項(登録  
調査機関の登録)の登  
録(更新の登録を除く

登録  
件数

一  
件に  
つ  
き  
九  
万  
円

百五十七～百六十 (略)